

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>(1) 白神山地の価値の整理及びストーリー案の作成 について</p> <p>・業務 2) においてワークショップに参加する有識者（2名程度）については、「全体計画の作成に精通している者と世界自然遺産に精通している者」であり、かつ旅費支給に関して「東京発着を想定」とされているが、条件に該当する有識者が既に想定されているものか。あるいは、請負者が候補を選出し、提案することが必要か。</p>	<p>後者になりますので、請負者が候補を選出し、提案ください。</p>
2	<p>・業務 2) における有識者（2名程度）と、業務 3) における有識者（4名程度）について、重複は許容されるか。あるいは、両業務の有識者は個別に選出し、合計6名程度に依頼することが求められるものか。</p>	<p>重複も可能です。</p>
3	<p>(2) ストーリー（案）の作成に係るファミツアーの企画・実施 について</p> <p>・ファミツアーの実施にあたっては、一般的に主催者が旅行費用の一部または全部を負担することにより、専門的知見を有する参加者を招聘し、ツアーの内容等に係る意見を収集するものと理解する。一方で本業務においては、「自宅から起終点までの交通費及びガイド料や食事代、宿泊費用の実費については、参加者負担」とすることとされており、参加者の自己負担額が大きいことから、本事業に係る専門的な知見を有する者（例：送客拠点となる都市部の旅行業者やツアーオペレータ、他地域のガイド事業者など）を選択的に招聘することは困難であると推測される。</p> <p>以上の点を踏まえ、本業務のファミツアーについては、専門的な知見を有する者に限らず一般旅行者からも参加を募り、所謂モニターツアーの形式で実施するものとの理解で相違ないか。</p>	<p>有識者 1 名を除き、専門的な知見を有する者に限らず一般旅行者からも参加を募り、ツアーを実施することを想定しています。</p>
4	<p>・ファミツアーに同行する有識者1名は、以下のいずれに該当することが想定されるか。</p> <p>業務 (1) 2) における有識者のいずれか1名に参加を求める。</p> <p>業務 (1) 3) における有識者のいずれか1名に参加を求める。</p> <p>業務 (1) とは別の有識者を選出し、参加を求める。</p>	<p>ご質問の中の 3 点についてはいずれも可能であり、請負業者が提案し、発注者との調整により決定します。</p>
5	<p>(3) インタープリテーション全体計画骨子案の作成 について</p> <p>・成果物の一部を構成する「インタープリテーション全体計画の骨子案」については、本業務の終了後、引き続きの検討・更新を経て、当該地域のインタープリテーション全体計画として確定、運用されるものと推察される。次年度以降の検討や運用にあたり、インタープリテーション全体計画を所管する主体に対しては、本業務において実施する骨子案の作成段階から緊密な連携をはかるとともに、運用段階における計画の修正等が滞りなく行えるよう、文章や図表等の権利関係を明確化しておくことが必要であると認識する。</p> <p>以上の点を踏まえ、確定後のインタープリテーション全体計画を所管する主体としては、どのような者（自治体、会議体等）が想定されているか。また、「骨子案」としてはどの程度の段階まで作成され、来年度以降にどの程度の検討過程・期間を経て確定されることが想定されているか。</p>	<p>当該業務の成果物の著作権等については、仕様書 7. (1) のとおりとなります。なお、インタープリテーション全体計画については地域の自治体や関係会議体等も活用できるものとするを考慮しており、必要に応じて当所の承諾を得る等して、当該業務で作成する文章や図表等も自治体や関係会議体等が使用できるものとするを想定しています。</p> <p>「骨子案」は当該業務にて整理する白神山地の資源及び価値、ストーリー案までを作成します。また、仕様書 3. (3) で、「インタープリテーション全体計画や今後の同計画を用いた利活用の推進にあたっての課題、その解決のための提案を行うものとする。」としており、この中でインタープリテーション全体計画の中に盛り込むべきものも提案頂き、次年度に検討、策定することを想定しています。</p>
6	<p>(4) 業務実施計画の作成及び打合せの実施 について</p> <p>・必ず対面形式で実施する2回分（業務開示時、取りまとめ時）を含む、全12回程度の打合せについて、打合せを行う貴省担当官の所在は、東北地方環境事務所（仙台市）との認識で相違ないか。あるいは、西目屋自然保護官事務所（西目屋村）または藤里自然保護官事務所（藤里町）に勤務する貴省担当官との打合せを行うものか。</p>	<p>東北地方環境事務所（仙台）となりますが、西目屋自然保護官事務所（西目屋村）や藤里自然保護官事務所（藤里町）ともweb接続等を行い、打合せを実施するものとします。</p>
7		
8		
9		

10		
----	--	--